

説 明

高等学校における「特別支援教育」 の充実に向けて

高校教育課高校教育指導係主査 鎌田 康平

【説明内容】

- 1 合理的配慮の決定プロセス
- 2 「個別の指導計画」の作成・活用
- 3 高等学校における通級による指導
- 4 病気療養中等の生徒に対する教育保障

【説明内容】

- 1 合理的配慮の決定プロセス
- 2 「個別の指導計画」の作成・活用
- 3 高等学校における通級による指導
- 4 病気療養中等の生徒に対する教育保障

合理的配慮の提供

障害者権利条約
(日本：平成26年批准)

障がい者が差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、生涯学習を享受することや、合理的配慮が障がい者に提供されることを確保することなど



各学校は、本人・保護者から、学校教育を受けるために個別の変更・調整を必要としている旨の意思の表明があった場合、合理的配慮を提供しなければならない。

合理的配慮の決定プロセス

① 生徒本人の「こうしてほしい」から始める。

合理的配慮は、本人抜きに決めてしまうと、その効果が十分に発揮できない場合がある。

保護者や先生がよかれと思っても、本人が嫌がる合理的配慮はうまくいかないケースもありますので、本人の気持ちを確かめることが大切。

合理的配慮の決定プロセス

② 生徒本人・保護者と学校、双方の話し合いによって決める。

学校が合理的配慮の内容を一方的に提示し、決定することは不適切。

本人・保護者が求める配慮の内容が、均衡を失った又は過度の負担を課すものであると学校が判断した場合には、本人・保護者に分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案するなど、合意形成のための対話の場を設けることが重要。

合理的配慮の決定プロセス

③ 決定した事項は双方で確認し、個別の教育支援計画等に記載する。

合理的配慮は、学校と保護者・本人との約束事。

決定したら必ず個別の教育支援計画等に記載するなどして、**文書化しておく**ことが基本。

< 「合理的配慮の事項」決定の記入例 >

- ・ 体育館内での音の反響にが気になり、体育の授業や行事に集中できないため、イヤーマフを着用。
- ・ 学校指定のジャージが触覚過敏のため着用できず、似たデザインの体操服を自宅から持参して着用。

合理的配慮の決定プロセス

④ 生徒の成長とともに見直す。

成長とともに障がいの状態が変わったり、環境の変化により必要な配慮が変わったりすることがある。

決定した配慮の内容は定期的に見直し、その時点で必要な配慮は何かを検討することが必要。

合理的配慮の決定プロセス

⑤ 担任が変わっても、配慮は引き継ぐ。

学校や学年が変わっても、当該生徒が同じ配慮を受けられるよう、確実に引き継ぐことが大切。

【説明内容】

- 1 合理的配慮の決定プロセス
- 2 「個別の指導計画」の作成・活用
- 3 高等学校における通級による指導
- 4 病気療養中等の生徒に対する教育保障

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

高等学校学習指導要領（平成30年告示）

二つの計画は、一人一人の生徒に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。



通級による指導を受ける生徒は必ず作成し、効果的に活用すること。

通級による指導を受けていない障がいのある生徒も作成し活用を努めること。

「個別の教育支援計画」とは

障がいのある生徒について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために作成する計画。

期待される効果

- 個別の教育支援計画を活用することにより、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関がそれぞれ行っている支援を共有し、役割を明確にすることで支援の効果を高めること。
- 中学校から引き継いだ個別の教育支援計画を活用することで、入学前から進路先までの一貫した支援をすること。

「個別の指導計画」とは

教育課程を具体化し、生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画。

期待される効果

- 個別の指導計画を活用することにより、各教科等の指導において、障がいのある生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫をホームルーム担任と教科担当が共有し、計画的、組織的に指導を行うこと。

北海道における「個別の指導計画」の位置付け

教 高 第 4 2 4 号
令和6年(2024年)5月21日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長 様
北海道登別明日中等教育学校長

学校教育局高校教育課長

道立高等学校等における「個別の指導計画」の作成・活用について（通知）

障がい者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導等において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要があります。

そのため、通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障がい種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要です。

こうした点を踏まえ、道教委では、この度、「個別の指導計画（高等学校）」の様式例を作成しましたのでお知らせします。

つきましては、各学校において、教育上特別な支援を必要とする生徒に対して、様式例を活用するなどして「個別の指導計画」を作成し、他教科等の担任と共有したり翌年度の担任等に引き継いだりするなど、「個別の指導計画」の作成・活用に積極的に取り組むようお願いいたします。

(高校教育指導係)

こうした点を踏まえ、道教委では、この度、「個別の指導計画（高等学校）」の様式例を作成しましたのでお知らせします。

つきましては、**各学校において、教育上特別な支援を必要とする生徒に対して、様式例を活用するなどして「個別の指導計画」を作成し、他教科等の担任と共有したり翌年度の担任等に引き継いだりするなど、「個別の指導計画」の作成・活用に積極的に取り組むようお願いいたします。**

「個別の指導計画」の様式例

個別の指導計画（高等学校）

記入例

令和6年度（実施期間：4月～6月）

実施期間は、半期ごとや単元ごとなど、対象生徒の状況に応じて、設定することが考えられます。

対象生徒	1年 2組 普通科			記入者	熊田 花子	
	名前	北海 太郎	性別	男	作成日	令和6年 5月 10日

生徒の様子・課題	学習面	<ul style="list-style-type: none"> 公式を使って答えを出す数学や理科は得意。 登場人物の心情を理解したり、自分の考えを表現したりする学習が苦手。 口頭での指示や説明を理解することが苦手で、指示や説明を聞かないで行動する傾向がある。
	生活・行動面	<ul style="list-style-type: none"> 日課の変更など普段と違う活動の場面で、落ち着いて活動することができなくなる。 友達との約束や学校の規則はきちんと守る。
	対人関係	<ul style="list-style-type: none"> 友達には積極的に関わろうとするが、その場の雰囲気や相手の気持ちを考えずに思ったことを話してしまうため、周囲からは敬遠されがち。 他の生徒の間違いをストレートに指摘してしまうことがあるが、本人に悪気はない。
本人の願い 進路希望等	<ul style="list-style-type: none"> 友達と仲良くし、落ち着いて学校生活を過ごしたい。 就職希望。 	
保護者の願い	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に一人で生活するために、自分でできること増やしてほしい。 	
長期目標（年間）	<ul style="list-style-type: none"> 見通しをもって行動するための方法を身に付ける。 周りの人とのコミュニケーションの取り方を身に付ける。 	
配慮事項等	<ul style="list-style-type: none"> 視覚情報を取り入れることが有効。 予定や活動の手順を示し見通しをもたせることが有効。 	

実施期間の最後に評価を行います。「今後の課題」を踏まえて、次の「短期目標」を設定します。

教科・場面等	短期目標	指導・支援の方法	目標の実現度 今後の課題
言語文化	<ul style="list-style-type: none"> 文章に表れている登場人物の心情やその変化等を読み取ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 共感しやすい心情は、概ね正しく読み取ることができるようになった。 共感しにくい心情の理解が今後の課題。
	<ul style="list-style-type: none"> 地図等の資料から必要な情 	<ul style="list-style-type: none"> 地図等の情報を拡大した 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね、地図等の資料から必

【留意事項】

当該生徒に関わる全ての教科担任が、当該生徒に関わる情報を共有しながら、自分が担当する教科・科目においてどのような配慮を行うのかを検討し、必要な指導・支援を「個別の指導計画」に記載することが大切です。

記入例では、設定した長期目標「見通しをもって行動するための方法を身に付ける。」「周りの人とのコミュニケーションの取り方を身に付ける。」の実現に向け、当該生徒にとって、特に指導や支援が必要と判断した教科・場面等ごとに短期目標を設定しています。

短期目標の設定に当たっては、当該生徒の見立てを踏まえ、指導・支援が必要な教科・場面等に重点化して記載しています。

【説明内容】

- 1 合理的配慮の決定プロセス
- 2 「個別の指導計画」の作成・活用
- 3 高等学校における通級による指導
- 4 病気療養中等の生徒に対する教育保障

高等学校における「通級による指導」とは

高等学校に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいの状況に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態である通級による指導。

※ 学校教育法施行規則の改正により平成30年4月から、全ての高等学校で実施可能に。

期待される効果

- 通級による指導は、障がいによる学習上や生活上の困難を持つ生徒に対し、その改善・克服を目的に、特別の教育課程を編成して個別の指導を行うもの
 - 障がいに応じたきめ細かな指導・支援が可能になること
 - 自立や社会参加を図るために必要な能力の育成
 - 通常の学級における授業の理解促進などにつながること

道立高等学校等における「通級による指導」

北海道教育委員会

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）において、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態、いわゆる「通級による指導」を実施することができるようになりました。本道においても、年々「通級による指導」の実施校及び対象生徒数が増加しています。

「通級による指導」は、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、一部の授業において自立活動に相当する指導（以下「自立活動」という。）を設定し、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的としています。

このリーフレットは、高等学校等における通級による指導の基本的な考え方や、「通級による指導」を受けた生徒の声を紹介しています。

1 基本的な考え方について

(1) 対象生徒

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい又はその他障がいのある生徒のうち、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導が必要であると校長が認定した者とする。

(2) 指導形態

北海道においては、高等学校等が広域に分散している本道の地域特性を踏まえ、対象生徒が在籍する学校において指導を受ける「**自校通級**」を原則とするが、対象生徒や地域・学校の状況等を踏まえ、「**他校通級**」*1や「**巡回指導**」*2も検討する。

*1 他校通級（他の学校に週に何単位時間か定期的に通級するなどして、指導を受ける）

*2 巡回指導（通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、指導を行う）

(3) 実施までのプロセス

1学年前期 (4月～9月)	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会が中心となり、本人及び保護者の同意を得て、対象となる可能性がある生徒の状況を把握するとともに、自立活動*3の必要性について検討。 本人及び保護者の希望を踏まえ、校内委員会において、自立活動の内容を検討。
1学年後期 (10月～3月)	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等を活用して、当該生徒の実態に応じた自立活動を試行。 試行の状況を踏まえ、校内委員会において自立活動の必要性、指導内容について検討。 校内委員会での検討や特別支援学校の教員等からの意見を踏まえ、校長が対象生徒を決定し、特別の教育課程を編成。
2～3(4)学年	<ul style="list-style-type: none"> 自立活動を実施。

*3 自立活動（裏面「(6) 自立活動の内容（6区分27項目）」参照）
 事例は、「道立高等学校等における『通級による指導』の手引」に掲載しています。
 URL : <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ku/tuukyutebiki.pdf>

(4) 授業時数

週当たりの授業時数は、対象生徒の障がいの状態を十分に考慮して負担過重にならないように配慮することができます。

(5) 単位認定

障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数は、**年間7単位を超えない範囲で卒業**（全課程の終了）に必要な単位数に加えることができます。

(6) 自立活動の内容（6区分27項目）

通級による指導では、「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）」第6章に示されている「自立活動」の内容（6区分27項目）から、生徒の状態や発達程度等に応じて必要とする項目を選定し、具体的な目標や内容を決めます。

1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション
①生活リズムや生活習慣の形成 ②食生活の理解と生活管理 ③身体各部の状態の理解と養護 ④障がいの特性の理解と生活環境の調整 ⑤健康状態の維持・改善	①情緒の安定 ②状況の理解と変化への対応 ③障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	①他者とのかかわりの基礎 ②他者の意図や感情の理解 ③自己の理解と行動の調整 ④集団への参加の基礎	①体感する感覚の活用 ②感覚や認知の特性についての理解と対応 ③感覚の補助及び代行手段の活用 ④感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 ⑤認知や行動の手まかりとなる概念の形成	①姿勢と運動・動作の基本的技能 ②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ③日常生活に必要な基本動作 ④身体の移動能力 ⑤作業に必要な動作と円滑な進行	①コミュニケーションの基礎的能力 ②言語の受容と表出 ③言語の形成と活用 ④コミュニケーション手段の選択と活用 ⑤状況に応じたコミュニケーション

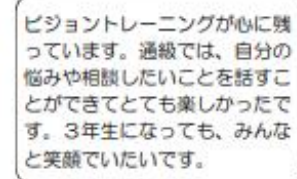
2 通級による指導を受けた生徒の声



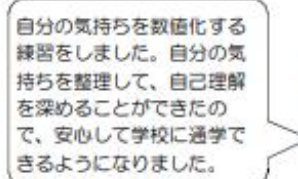
相づちが前よりできるようになったのと、自分から話しかけられるようになりました。通級で、就職に役立つことを沢山学べたのが一番良かったです。



通級を受けて、ロッカーやかばんの整理の仕方、コミュニケーションの取り方を学べてよかった。3年生になっても通級を受けたいです。



ビジョントレーニングが心に残っています。通級では、自分の悩みや相談したいことを話すことができるとても楽しかったです。3年生になっても、みんなと笑顔でいたいです。



自分の気持ちを数値化する練習をしました。自分の気持ちを整理して、自己理解を深めることができたので、安心して学校に通学できるようになりました。

■ 相談窓口

- 在籍する高等学校及び中等教育学校
- 各教育局教育支援課義務教育指導班及び高等学校教育指導班
URL : <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/kvoikugyosei/kvoikukyoku/index.htm>
- 北海道立特別支援教育センター
URL : <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp>

道立高等学校等における「通級による指導」の手引



平成31年(2019年)3月
(令和6年(2024年)3月一部改訂)
北海道教育庁学校教育局高校教育課

目次

はじめに	1
1 通級による指導とは	3
2 期待される指導の効果	3
3 対象となる障がい種	3
4 指導の形態	4
5 通級による指導を行う場合の特別な教育課程	5
6 自立活動の目的と内容	6
7 対象となる生徒の決定のプロセス	7
8 指導要録	17
9 校内体制の構築	17
10 通級による指導を担当する教員	18
11 ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業改善	18
12 個別の指導計画の作成	19
13 個別の教育支援計画の作成	20
14 自立活動の指導事例	20
【資料編】	
1 道立高等学校等における通級による指導に係る基本的な考え方	29
2 特別支援教育の推進について(通知)	31
3 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)	36
4 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)	41
5 校内研修資料	46
6 校内研修委員会を中心とした生徒の状況把握チェックシート(例)	57
7 自立活動実施計画(例)	58
○ 参考資料	59

【説明内容】

- 1 合理的配慮の決定プロセス
- 2 「個別の指導計画」の作成・活用
- 3 高等学校における通級による指導
- 4 病気療養中等の生徒に対する学習保障

病気療養中等生徒に対する学習保障

学校教育法施行規則により、高等学校等において、「オンライン授業（インターネット等のメディアを利用して、同時双方向で行う授業）」が実施できることとなっている。

「病気療養中等の生徒（入院・自宅療養中等の生徒）」に対し、当該授業を行った場合は、**出席扱いとすることができる。**

医師等の意見等から配信側の授業時間に合わせてオンライン授業を受信することが難しいと学校が判断した場合に限り、本人、保護者の意向を踏まえ「オンデマンド型の授業（事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業）」を行うことが可能。

病気療養中等の生徒等を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

道立高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について

令和5年8月の中央教育審議会「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」の提言を踏まえ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布されるとともに、遠隔授業の実施要件の弾力化が行われ、令和6年4月1日から施行されました。

施行規則の改正や遠隔授業の実施要件の弾力化の背景

- 小中学校で不登校の児童生徒数が増え、高校段階では不登校経験をもつ生徒が通信制高校に入学する例も増えており、不登校となっても全日制・定時制でも学び続けられるよう、学びの柔軟化が必要。
- ICTの活用等により、多様な生徒に対してきめ細かく支援し、いつでも・どこでも・どのようにでも学ぶことが等しく認められるようにすることが重要。

生徒の多様な学習ニーズに応える体制整備が急務

不登校生徒

学校生活への不適應等のため、相当の期間欠席している生徒（診断書等なし）

病気療養中等の生徒

疾病による療養のため又は障がいのため、相当の期間欠席している生徒（診断書等あり）

可能な対応

- ① 自宅や校内の別室等で同時双方向型の遠隔授業（以下「オンライン授業」という。）
⇒対面の授業は教科・科目ごとに年間2単位時間以上必要
 - ② 通信制課程に準じた添削指導・面接指導（以下「通信教育」という。）
- ※ ①+②は合計36単位以下の範囲内で実施可能

制度改正により、教室外での学びを「出席扱い」にすることが可能に（R6.4.1～）



可能な対応

- ① 自宅や病室等でオンライン授業
⇒対面の授業は教科・科目ごとに年間1単位時間とすることも可能
 - ② 入院・通院のため、①が難しい場合、事前に収録された授業を視聴（以下「オンデマンド型の授業」という。）
 - ③ 通信教育
- ※ ①～③は単位数の制限なく実施可能

制度改正により、新たに通信教育が可能に（R6.4.1～）



通信教育とは

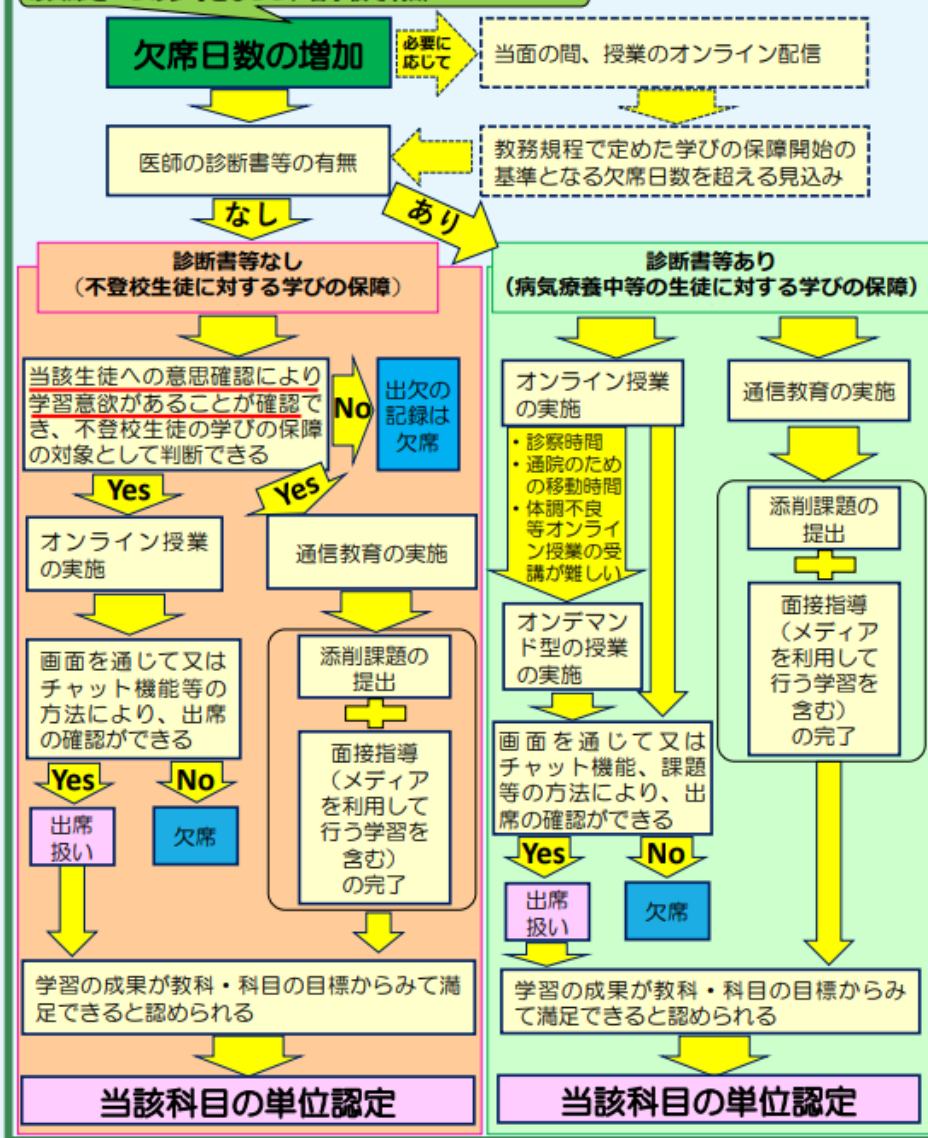
全日制・定時制でも通信教育が可能に！

- ・通信制課程で行う、添削指導、面接指導及び試験の方法による教育のこと
- ・インターネット等により配信される番組等を利用して行う学習（メディアを利用して行う学習）により、面接指導時間数の一部免除が可能



不登校生徒及び病気療養中等の生徒に対する学びの保障フローチャート

相当の期間欠席する状態にあるか否かは、年間延べ30日以上
の欠席を一つの参考としつつ、各学校で判断



当該生徒が原級留置、転学、中途退学することなく
学びを継続し、在籍校を卒業することに期待

Q1 オンライン授業や通信教育の実施対象となる不登校生徒の範囲を教えてください。

A1 「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」という不登校の定義を一つの参考としつつ、高等学校において判断してください。各学校の教務規程で定める際には、断続的な不登校や欠席日数が30日に満たない不登校の傾向が見られる生徒も対象になり得ることに留意してください。なお、本取組により不登校生徒がオンライン授業や通信教育による単位認定を一定の範囲内で可能とすることにより、当該生徒が原級留置、転学、中途退学することなく学びを継続し、在籍校を卒業することができるようになることが大切です。

Q2 オンライン授業（オンデマンド型の授業を含む）や通信教育の実施対象となる病気療養中等の生徒の範囲を教えてください。

A2 病気療養中等の生徒であるか否かの判断は、疾病や障がいに関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省作成「障害のある子供への教育支援の手引」に示された障がい種ごとの障がいの状態等を基に、年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校が行うこととしています。例えば、手引に記載がない起立性調節障害などについても、病気療養中等の生徒と認めることなどが考えられます。

Q3 不登校生徒で、配慮すべき人間関係がある場合、また、病気療養中等の生徒で、治療中の姿を見られたくないとの意思表示があった場合等、オンライン授業を実施する際の留意事項について教えてください。

A3 個別の状況に応じて柔軟な対応を検討してください。例えば、画面をオフにして受講することを認め、学習状況については、授業者がチャット機能を活用したり、振り返りシートで把握したりするなどの対応が考えられます。また、通信教育を実施することや、病気療養中等の生徒にはオンデマンド型の授業を実施することも選択肢に加え、当該生徒及び保護者の意向を踏まえ学びの保障を行ってください。

Q4 不登校生徒や病気療養中等の生徒に対するオンライン授業は、例外的に、受信側の教室等に教員を配置する必要はないとのことだが、当該生徒が保護者不在の自宅で、一人で受講する場合でも実施することはできるか。

A4 実施できます。実施に当たり、不登校生徒については、その実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、当該生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うこと等の指導上の工夫をすることが望ましいと考えます。
また、病気療養中等の生徒については、学校と保護者が連携・協力し、保護者等が、当該生徒の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うなどの体制を整える必要があります。

Q5 実技・実習等を伴う教科・科目等は、オンライン授業や通信教育でどのように実施すればよいですか。

A5 学習指導要領において、各教科・科目の目標及び内容は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理されており、学習評価においても、観点ごとの評価を行うこととされています。実技・実習等を伴う科目においても、教科・科目等の目標の実現状況を観点別に把握する必要がありますことには変わりないので、観点別学習状況の評価を踏まえた指導計画を策定してください。
実技・実習等を伴う各教科、科目等については、その目標を達成できるよう、体験的な学習活動を充実させることが求められています。対面授業に相当する教育効果を有するようなオンライン授業を実施するために、例えば、自宅でも取り組める実技を行ったり、実技や実習等を記録した動画を視聴した上で、レポートを書かせたりするなど、学習活動を工夫することが考えられます。

Q6 自宅や病室等でオンライン授業を受けた場合、指導要録上の出欠の記載や単位認定についてはどのように行えばよいか。

A6 オンライン授業を自宅や病室等で受けた場合でも、校長は、指導要録上、出席扱いとし、かつその成果を評価に反映することが可能です。その際、画面を通じて、あるいは端末の画面共有機能や共同編集機能、チャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いとすることを認めることが考えられます。この場合、指導要録においては、その備考欄等において、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒がオンライン授業を受けた場所を記入してください。
なお、通信教育においても、出欠の記録については、校長の判断により出席扱いとすることができ、指導要録の備考欄等において出席日数の内訳として出席扱いとした日数を記入します。
単位認定については、オンライン授業を自宅や病室等で受けた場合には、出席扱いとし、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、対面授業と同様に、その教科・科目について履修した単位を修得したことを認定してください。

Q7 不登校生徒や病気療養中等の生徒の登校の状況に応じて、学年又は年次の途中からオンライン授業を実施する場合でも、オンライン授業による単位数として算定するのは、

A7 授業全体の実施方法として、主として対面により行う授業は、オンライン授業による単位数の算定に含める必要はありません。
なお、「授業全体の実施方法として、主として対面により行う授業を実施したもの」であるか否かについては、例えばオンライン授業を実施する各教科・科目等の総授業時間数のうち半分以上の時間数を対面により授業を実施するものであるかどうかといった観点の一つの参考としつつ、その実態を踏まえながら、各学校において適切に判断してください。

Q8 通信教育における添削課題等の教材は、新規に作成しなければならないのか。

A8 必ずしも新規に作成しなければならないということはありません。当該教科・科目の全日制・定時制課程の授業で通常使用している教材（プリント、問題集、提出課題等）を添削課題として位置付けることも可能です。ただし、択一式や短答式の問題が大勢を占めるような添削課題は不適切であり、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れることが適切です。
なお、生徒からの質問等を受け付け、速やかに回答することが可能となるよう、添削指導等において、郵送に限らず、インターネットを活用することも推奨されます。